

正

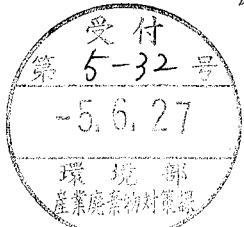
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 5 年 6 月 23 日

柏市長 殿



提出者

住 所 柏市新十余二 1-1
 氏 名 東洋ガラス株式会社千葉工場
 工 場 長 山本 容史
 電話番号 04-7131-1362

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事 業 場 の 名 称	東洋ガラス株式会社 千葉工場
事 業 場 の 所 在 地	柏市新十余二 1-1
計 画 期 間	令和5年4月1日～令和6年3月31日（1年間）

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

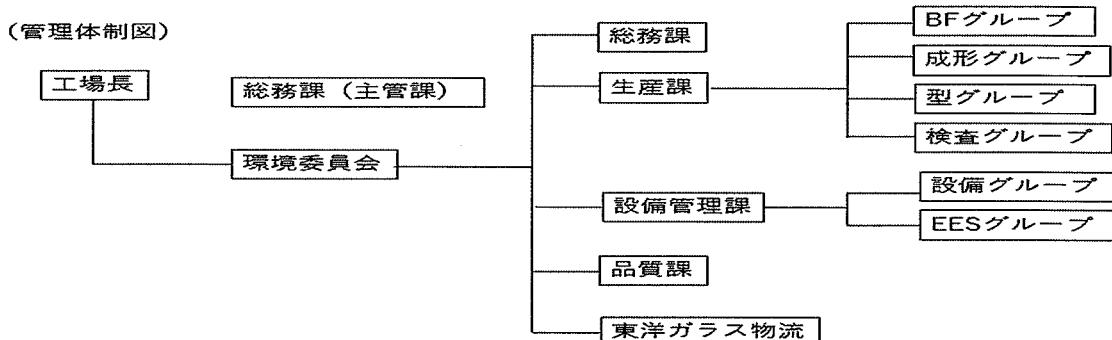
①事 業 の 種 類	E 21- 窯業・土石製品製造業 ガラスびん製造																																
②事 業 の 規 模	製品出荷額 9,203百万円																																
③従 業 員 数	255名																																
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <tr> <td>含油廃水</td> <td>自己中間処理:中和・脱水</td> <td>脱水汚泥</td> <td>委託処理:流動化処理土の原料として再利用</td> </tr> <tr> <td>汚泥(ビット)</td> <td>委託処理:脱水し、セメント原料化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>汚泥(残土)</td> <td>委託処理:焼却処理をし、製鉄の原料、埋戻し材として再利用</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガラス・コンクリート・陶磁器くず</td> <td></td> <td>処理委託:破碎し路盤用碎石として再利用</td> <td></td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>委託処理:破碎、溶融し固形燃料化</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃油</td> <td>委託処理:再生固形燃料</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アルカリ廃液</td> <td></td> <td>委託処理:中和処理</td> <td></td> </tr> <tr> <td>廃プラスチック類</td> <td>委託処理:破碎、圧縮し固形燃料化</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	含油廃水	自己中間処理:中和・脱水	脱水汚泥	委託処理:流動化処理土の原料として再利用	汚泥(ビット)	委託処理:脱水し、セメント原料化			汚泥(残土)	委託処理:焼却処理をし、製鉄の原料、埋戻し材として再利用			ガラス・コンクリート・陶磁器くず		処理委託:破碎し路盤用碎石として再利用		木くず	委託処理:破碎、溶融し固形燃料化			廃油	委託処理:再生固形燃料			アルカリ廃液		委託処理:中和処理		廃プラスチック類	委託処理:破碎、圧縮し固形燃料化		
含油廃水	自己中間処理:中和・脱水	脱水汚泥	委託処理:流動化処理土の原料として再利用																														
汚泥(ビット)	委託処理:脱水し、セメント原料化																																
汚泥(残土)	委託処理:焼却処理をし、製鉄の原料、埋戻し材として再利用																																
ガラス・コンクリート・陶磁器くず		処理委託:破碎し路盤用碎石として再利用																															
木くず	委託処理:破碎、溶融し固形燃料化																																
廃油	委託処理:再生固形燃料																																
アルカリ廃液		委託処理:中和処理																															
廃プラスチック類	委託処理:破碎、圧縮し固形燃料化																																

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（2022年度）実績】		
① 現状	産業廃棄物の種類	別紙参照
	排 出 量	t
(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙参照
	排 出 量	t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・廃プラスチックは有価物の置場を設置して、分別を推進している。
-----	---

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・写真など分かりやすい表示を行い、分別指導を行う。	
-----	--	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度(年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度(2022 年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	1,672 t	t
②計画	(これまでに実施した取組) ・脱水汚泥はベルトプレス式の脱水機により、排出量を削減している。		
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,588.0 t	t

	(今後実施する予定の取組) ・脱水汚泥では、脱水率の良い高分子凝集剤に切り替えていくことにより、排出量を削減していく。
--	--

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 2022 年度） 実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙参照	
	全処理委託量	240.8 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	164.7 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	240.8 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う 業者への処理委託量	t	t

	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託基準に従って産業廃棄物処理業者を選定し、廃掃法に準拠した内容の書面による契約締結 ・委託先の許認可状況の定期的な確認
--	--

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	201.9 t	t
	優良認定業者への処理委託量	75.7 t	t
	再生利用業者への処理委託量	201.9 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・委託先業者への定期的な現地確認の実施 ・優良認定業者への切り替えの推進 		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

令和4年度実績値及び令和5年度目標値

正

様式第二号の九(第八条の四の六関係)

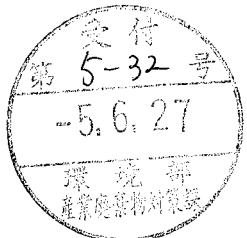
(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和5年6月23日

柏市長

殿



提出者

住 所 柏市新十余二1-1
 東洋ガラス(株)千葉工場
 氏 名 工場長 山本 容史

電話番号 04-7131-1362

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和3年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東洋ガラス株式会社 千葉工場
事業場の所在地	柏市新十余二1-1
事業の種類	E21-窯業・土石製品製造業 ガラスびん製造
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

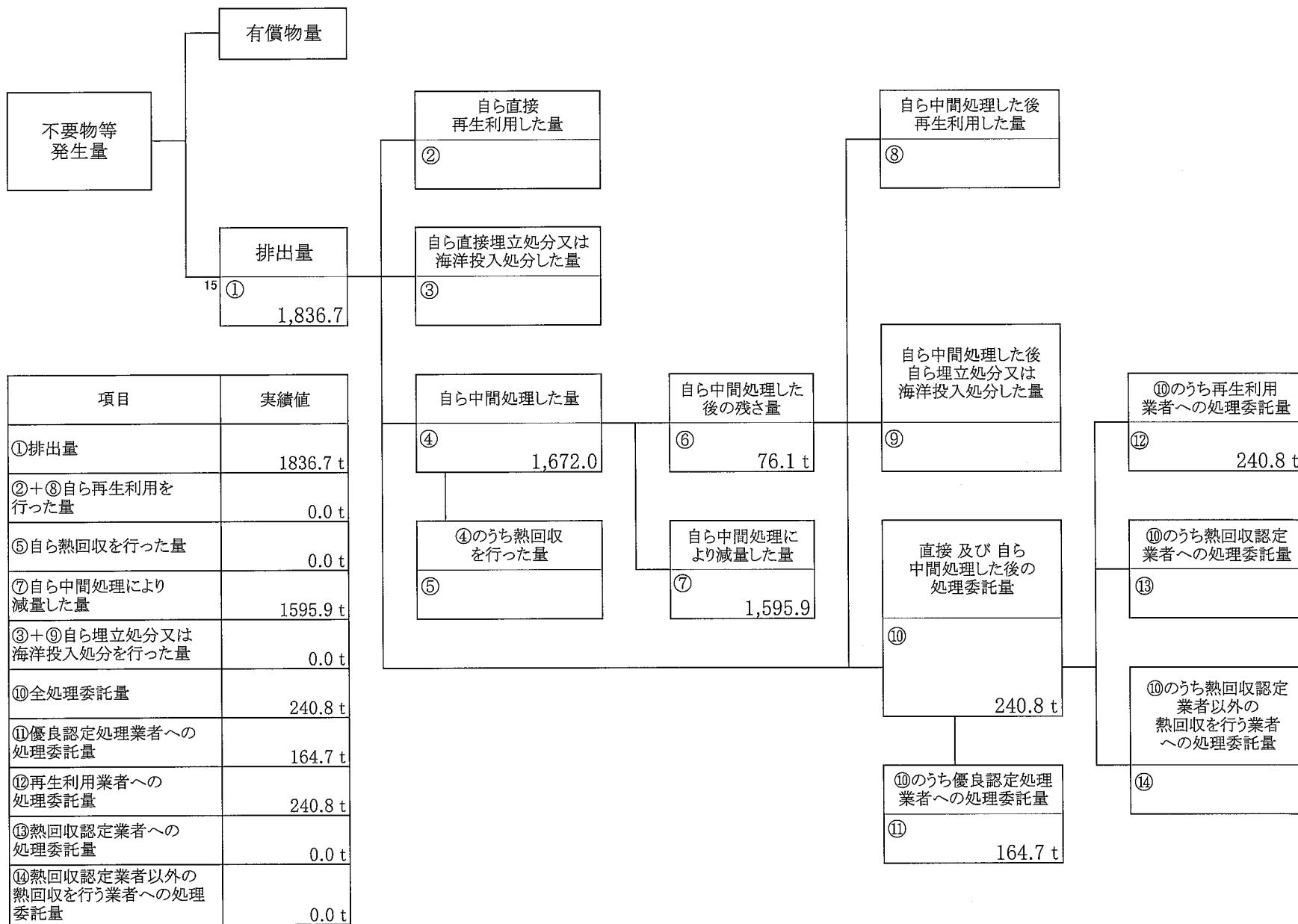
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,768.3	全処理委託量	337.8 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		優良認定処理業者への 処理委託量	221.7 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		再生利用業者への 処理委託量	337.1 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	1,430.5	認定熱回収業者への 処理委託量	
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 汚泥)

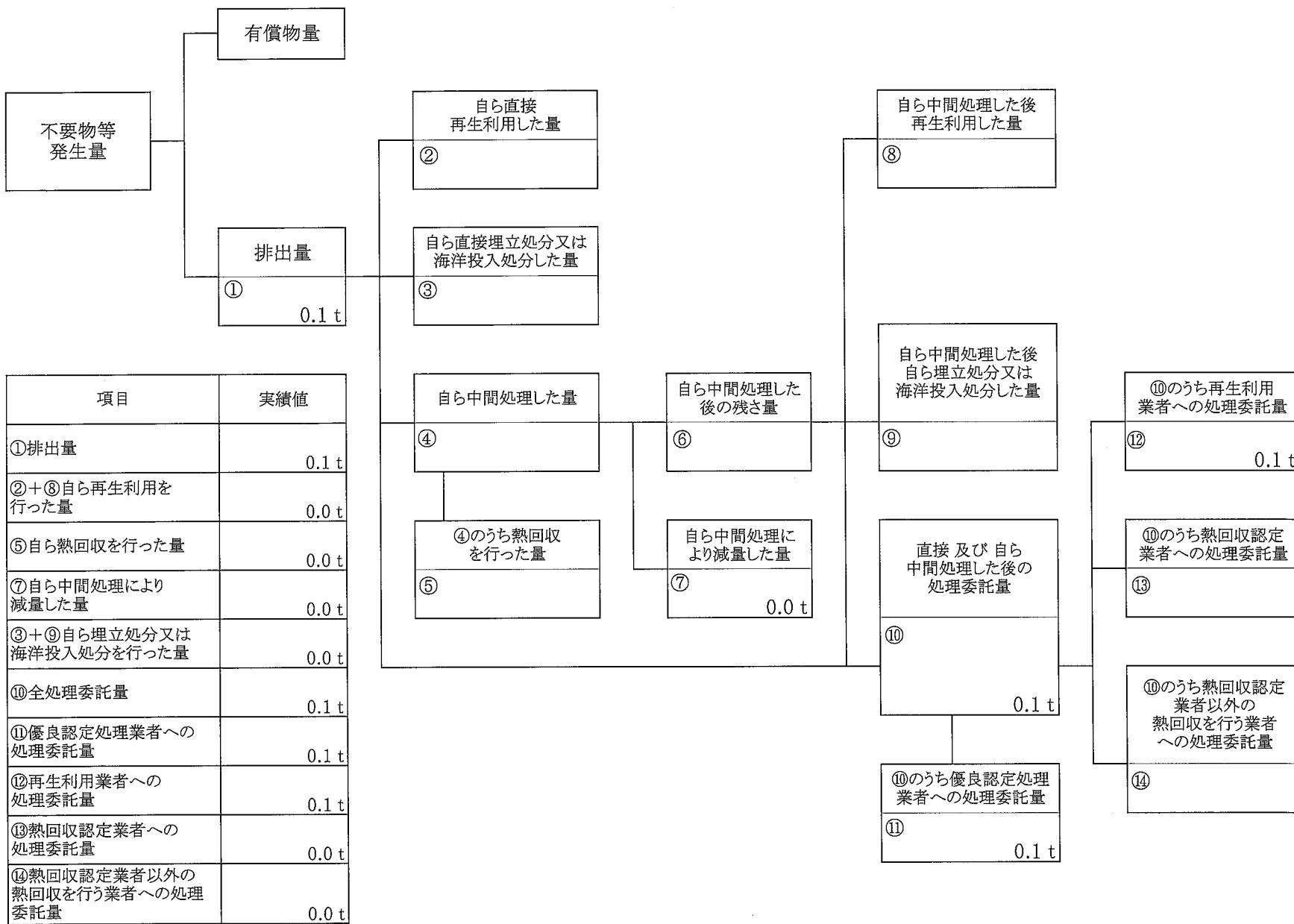


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃油

)

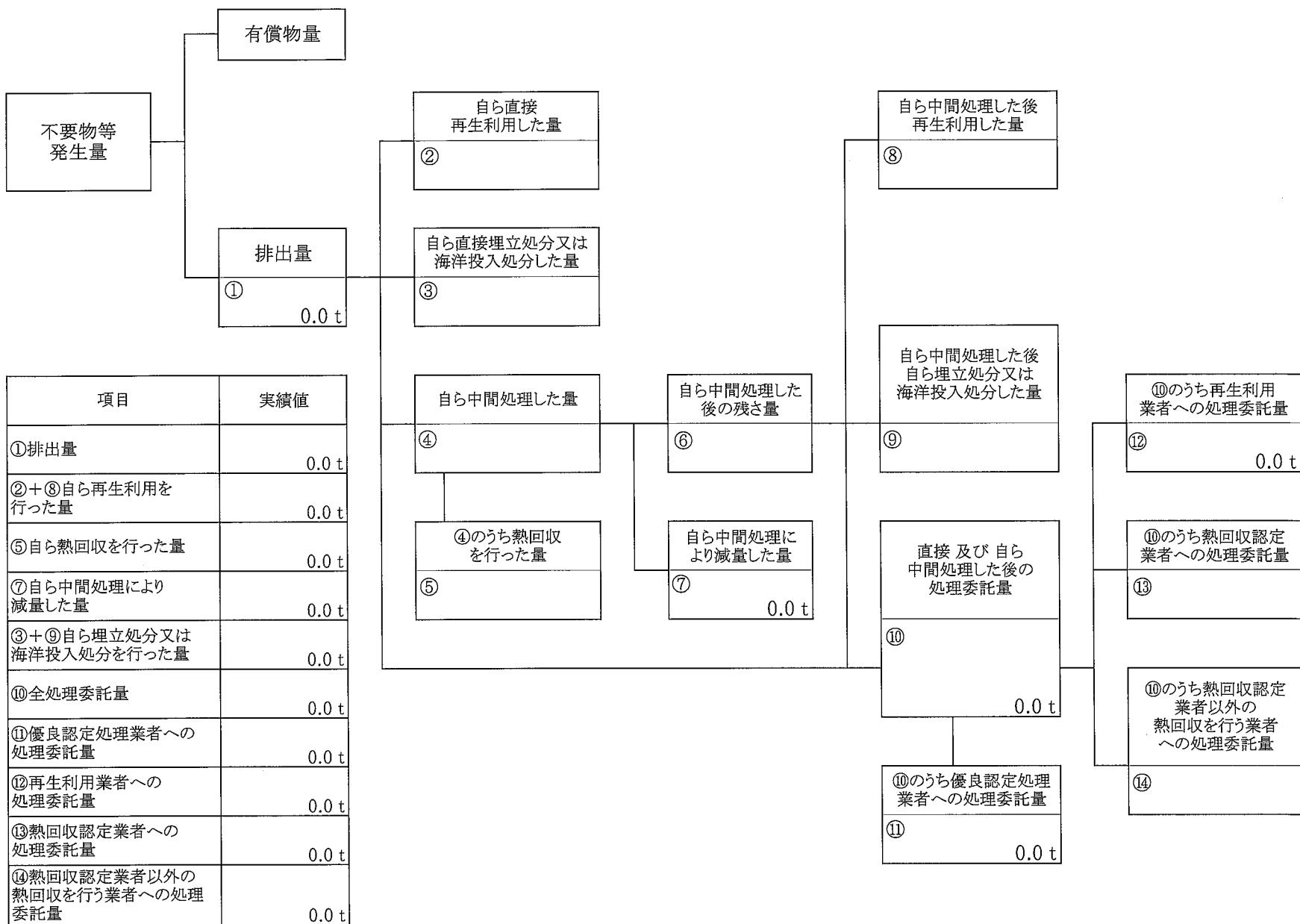


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃酸

)

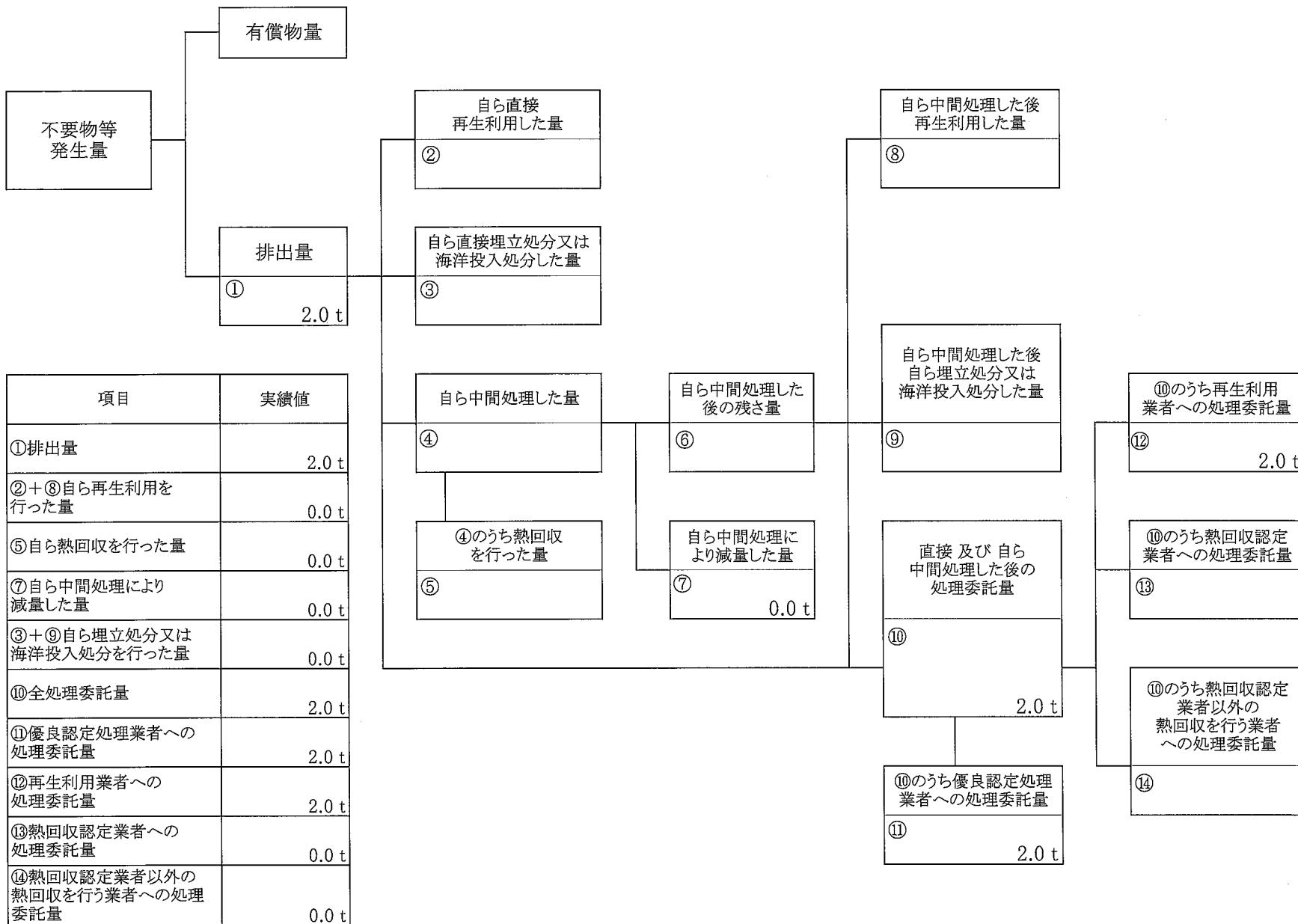


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃アルカリ

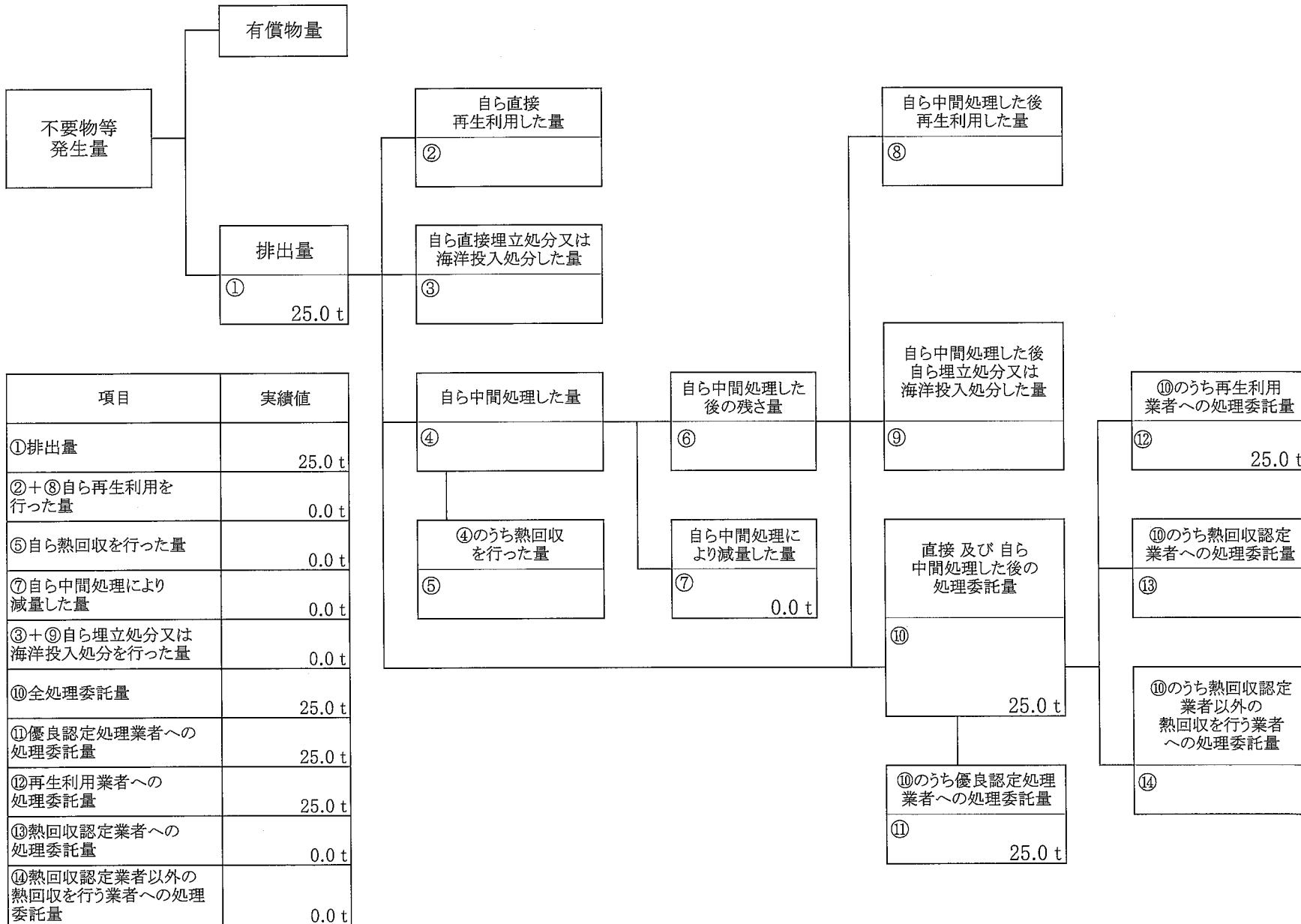
)



(第2面)

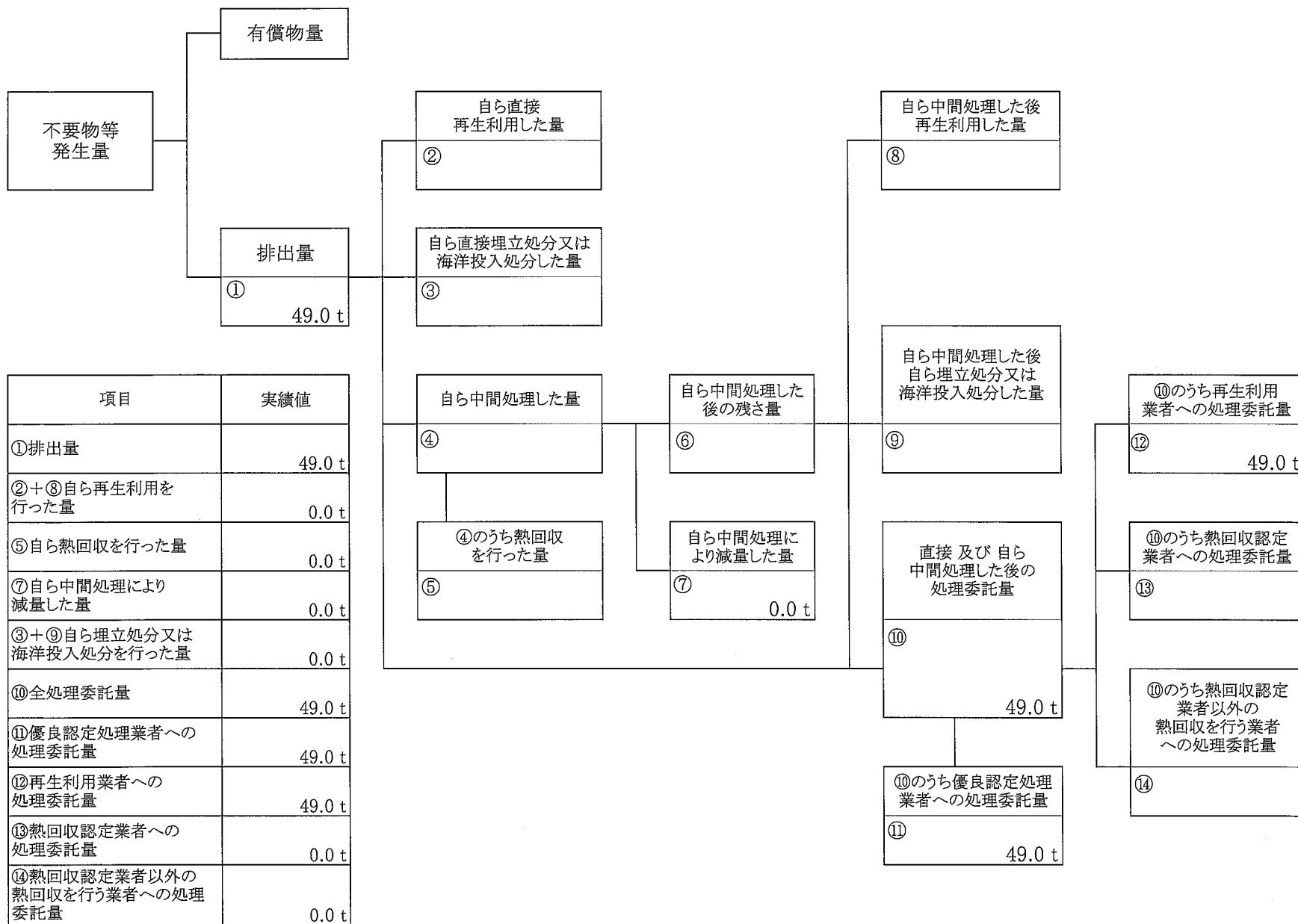
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 廃プラスチック類)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: ガラス・コンクリート・陶磁器くず)

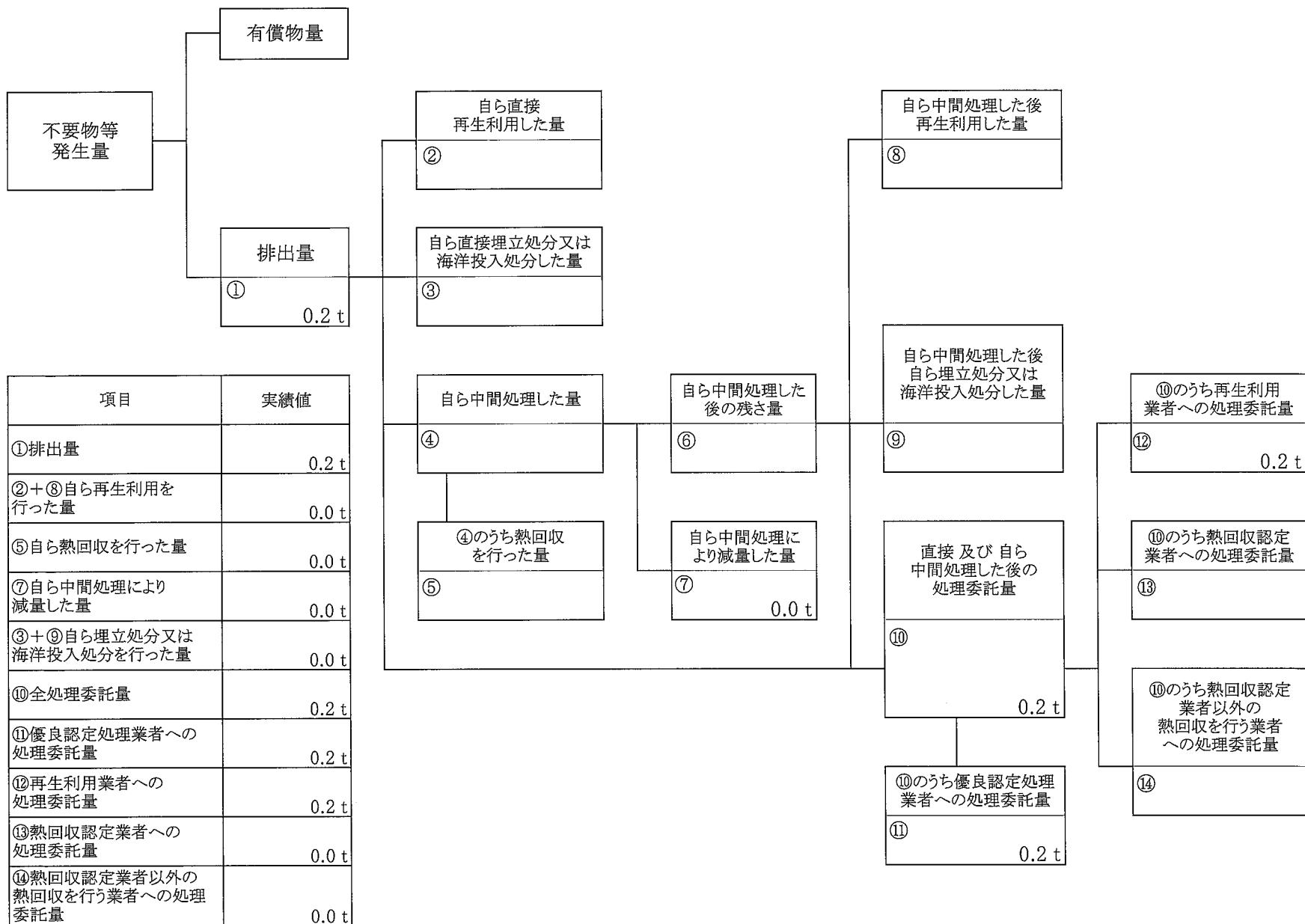


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: がれき類(石綿含有))

(第2面)

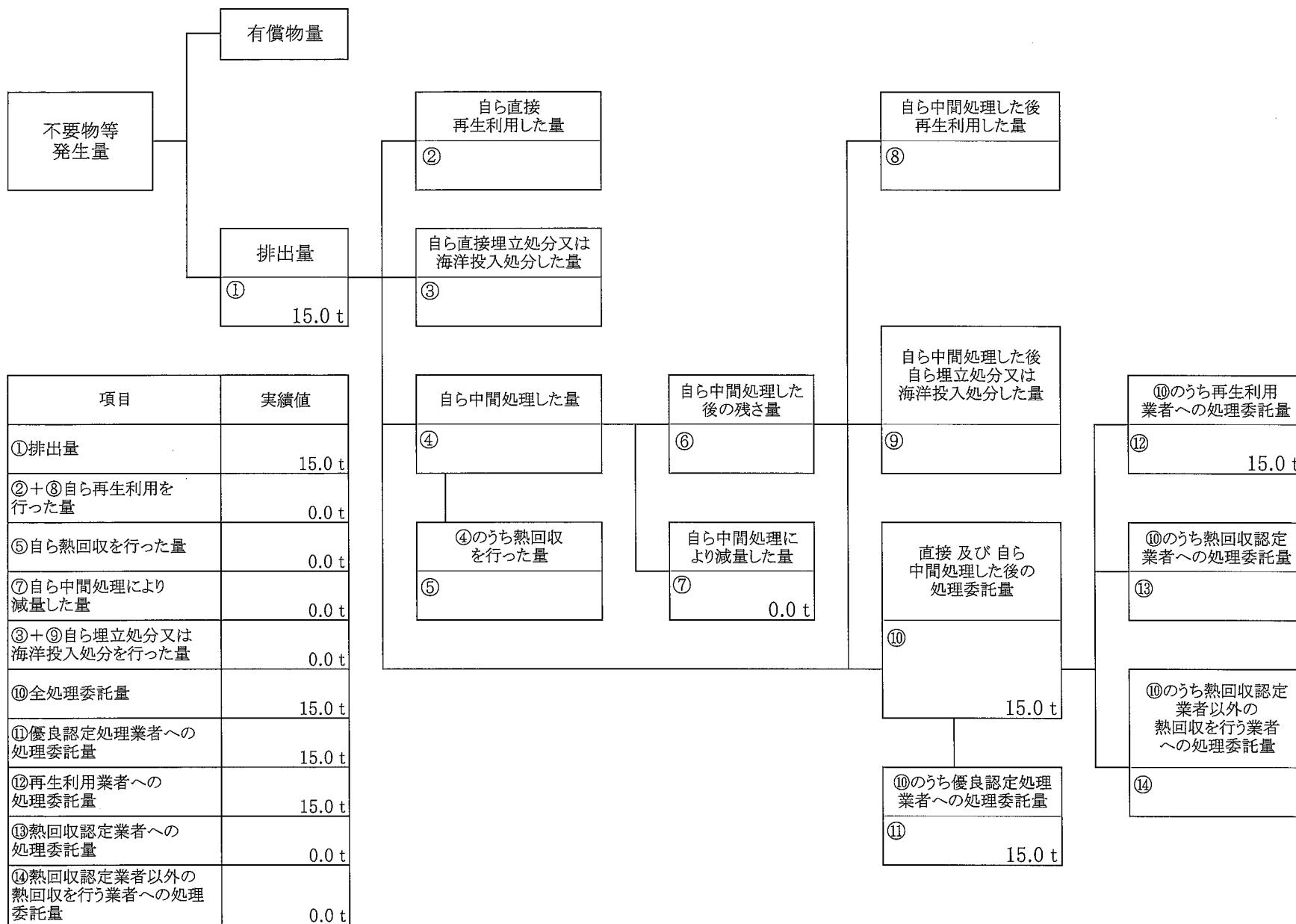


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

木くず

)

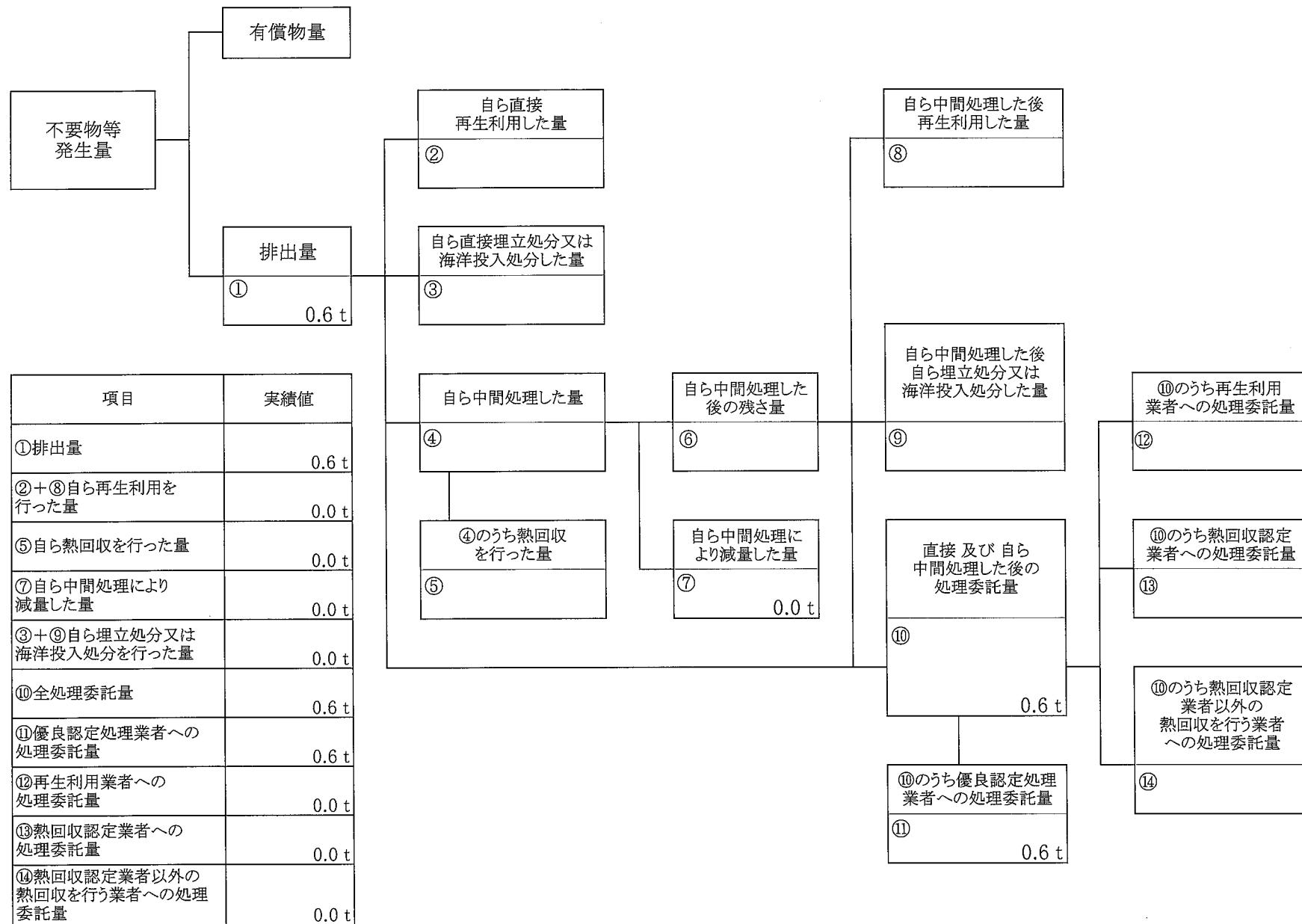


(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 水銀使用製品(蛍光灯))

(第2面)



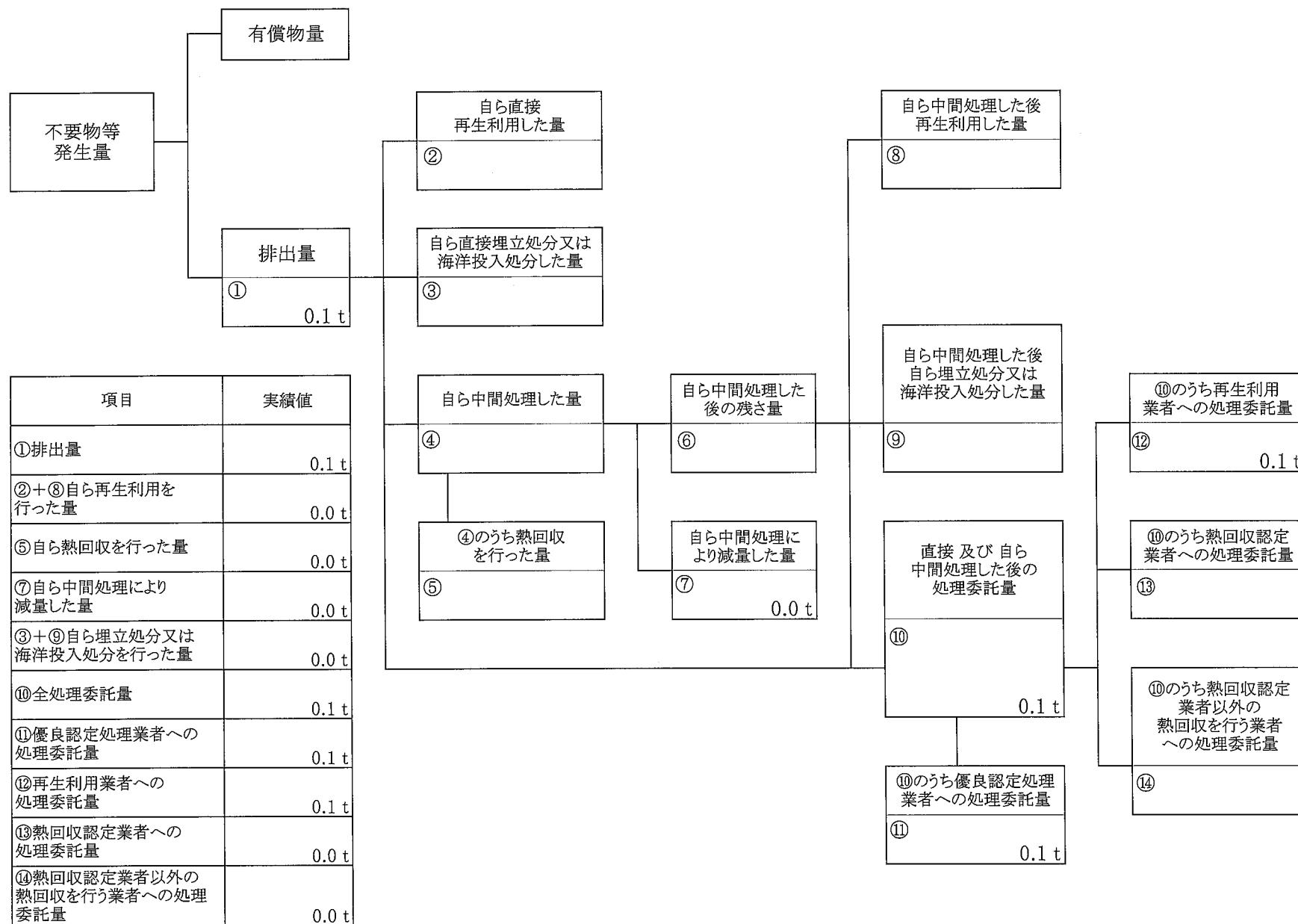
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

廃乾電池類

)

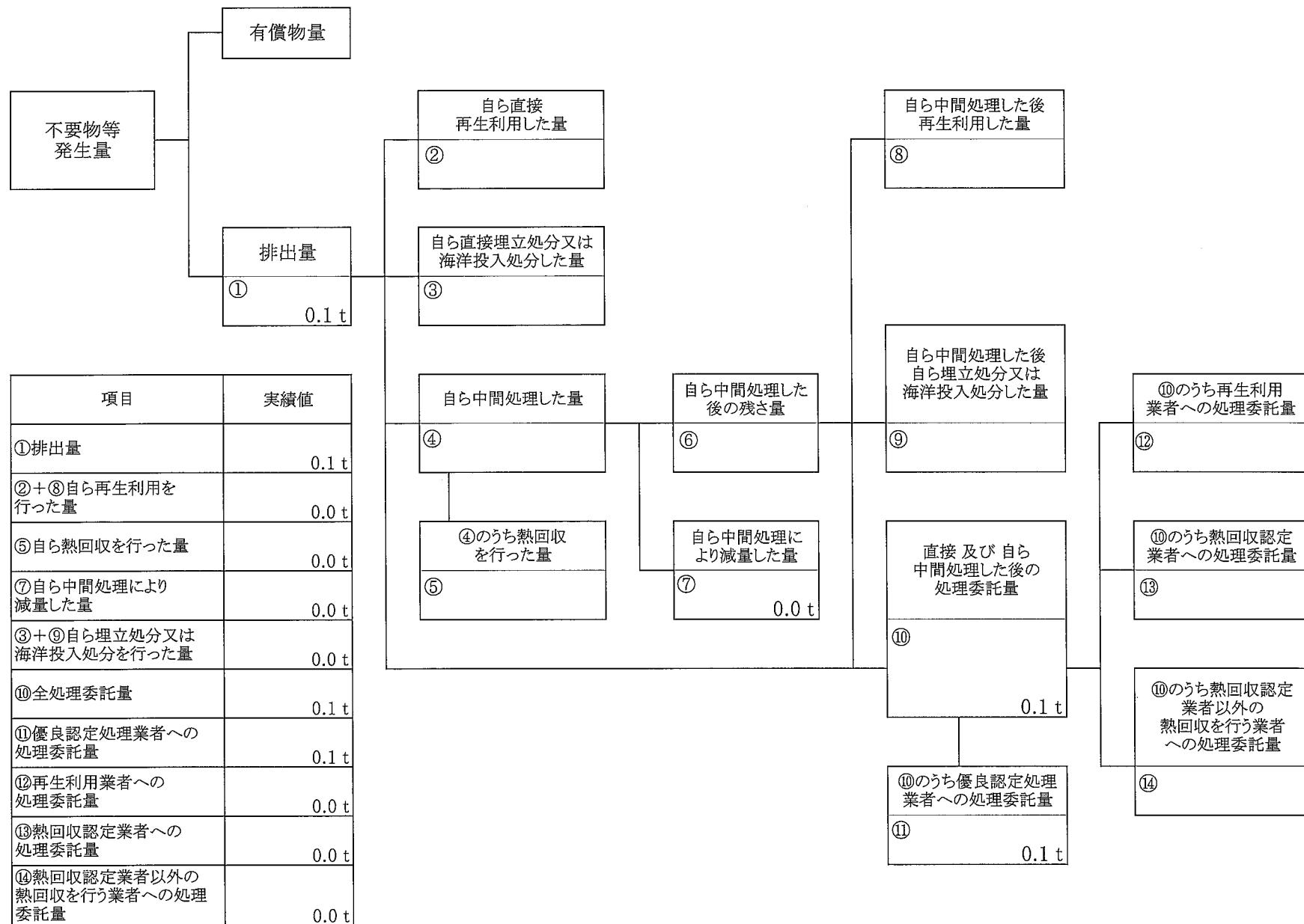
(第2面)



計画の実施状況

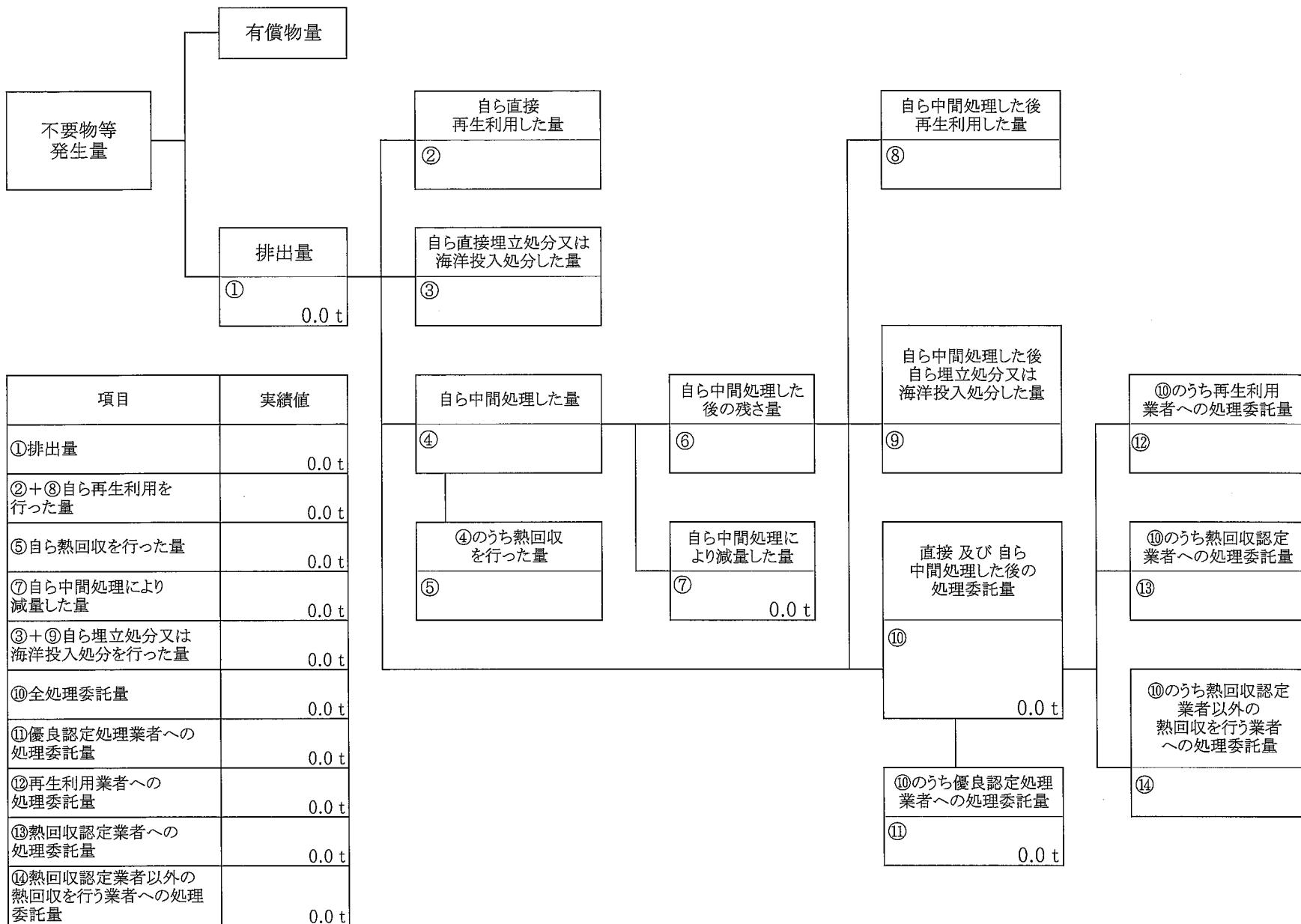
(産業廃棄物の種類: 安定型混合廃棄物)

(第2面)



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: 複合材(廃プラ+廃油))

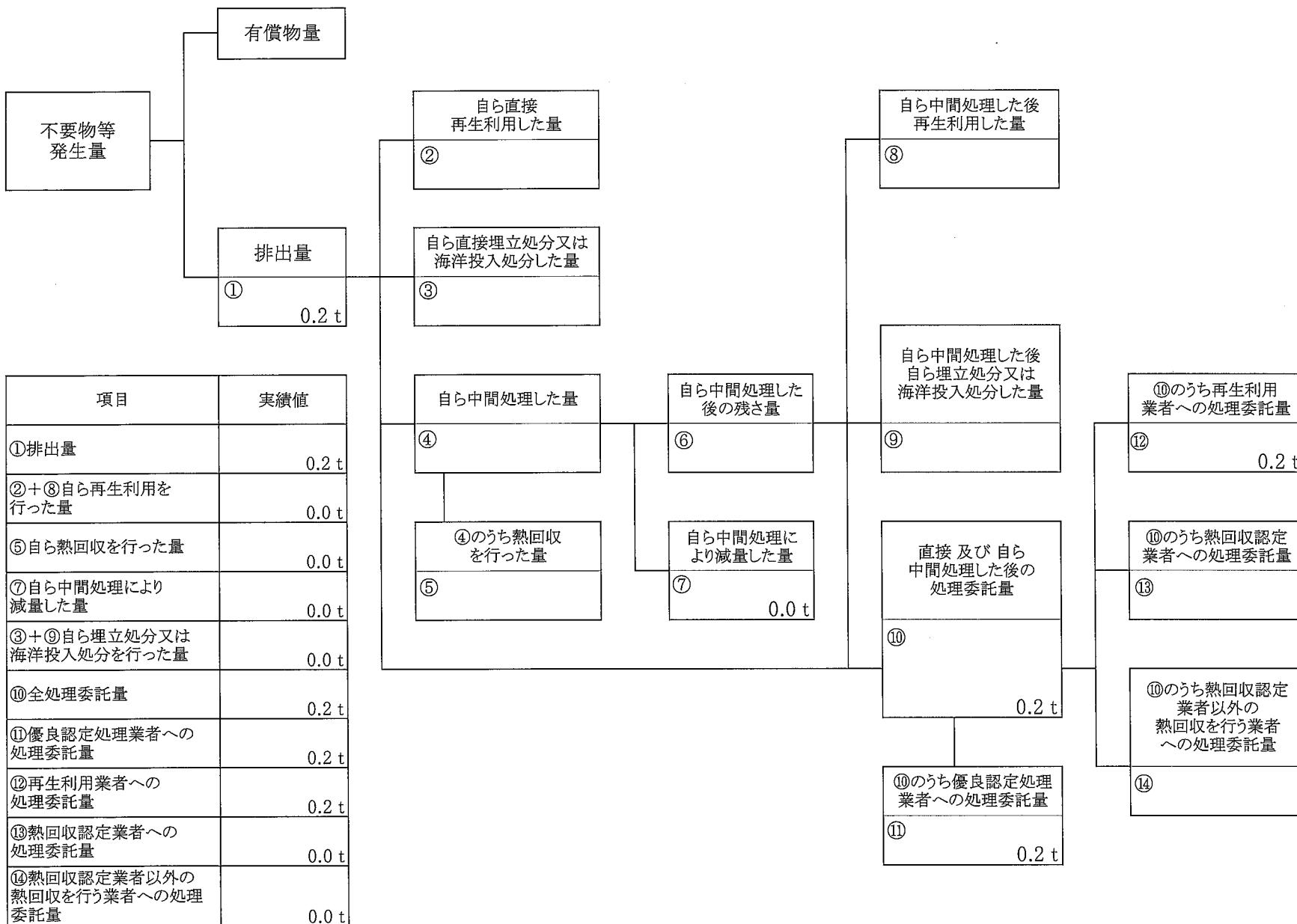


計画の実施状況

(産業廃棄物の種類:

金属くず

)



(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。